

平成 2 1 年

第 3 回市議会定例会 議案第 6 号

函館市恵山コミュニティセンター条例の制定について
函館市恵山コミュニティセンター条例を次のように定める。

平成 2 1 年 9 月 7 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市恵山コミュニティセンター条例

(設置)

第 1 条 市民に集会，交流，研修，文化活動等の場を提供することにより，地域活動の促進を図り，もって市民の福祉の増進に資するため，市にコミュニティセンターを設置する。

(名称および位置)

第 2 条 名称および位置は，次のとおりとする。

名称 函館市恵山コミュニティセンター

位置 函館市日ノ浜町 1 5 4 番地

(開館時間および休館日)

第 3 条 函館市恵山コミュニティセンター（以下「センター」という。）の開館時間および休館日は，規則で定める。

(事業)

第 4 条 センターは，次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民への集会，交流，研修，文化活動等の場の提供に関すること。
- (2) 地域活動に関する情報の収集および提供，助言，講座の開催等地域活動の支援に関すること。
- (3) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(使用の許可)

第 5 条 センターを使用しようとする者は，あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも，同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、センターの管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(使用の不許可)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しない。

(1) 秩序もしくは風紀を乱し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(2) 建物、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

(目的以外の使用等の禁止)

第7条 第5条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、センターを許可を受けた目的以外に使用し、他人に転貸し、またはその使用する権利を譲渡してはならない。

(使用料)

第8条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 前項の使用料は、市長が特に認めるときは、後納することができる。

3 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、第1項の使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

(特別設備等の制限)

第10条 センターの使用に当たり特別の設備を設け、または既存の設備を変更しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用の許可の取消し等)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは使用の条件を変更することができる。この場合において、使用者に損害が生じて市は、

その賠償の責めを負わない。

- (1) この条例またはこれに基づく規則に違反したとき。
 - (2) 使用の許可の条件に違反したとき。
 - (3) 第6条各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。
 - (4) 使用の許可の申請に偽りがあったとき。
- (販売行為等の禁止)

第12条 市長の許可を受けた者以外の者は、センターまたはその敷地内において、物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為をしてはならない。

(原状回復等)

第13条 使用者は、センターの使用を終了したとき、または第11条の規定により使用の許可を取り消され、もしくは使用を停止されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長は、使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償の義務)

第14条 使用者は、センターの使用により、建物、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失したときは、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(入館の制限)

第15条 市長は、センターに入館しようとする者または入館した者が第6条各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、または退館させることができる。

(指定管理者による管理)

第16条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第4条の事業の実施に関すること。
- (2) センターの使用の許可および制限に関すること。

(3) センターの維持管理に関すること。

(4) その他市長が定める業務

3 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第5条、第6条、第10条から第12条までおよび前条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(規則への委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

区 分	時 間 区 分			
	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後4時30分まで）	夜間（午後5時30分から午後9時まで）	全日（午前9時から午後9時まで）
集会室	3,900円	4,500円	5,700円	14,100円
研修室	1,200円	1,400円	1,800円	4,400円
調理実習室	1,200円	1,400円	1,800円	4,400円
和室A	500円	600円	700円	1,800円
和室B	500円	600円	700円	1,800円
全館	5,800円	6,800円	8,600円	17,000円

備 考

- 1 全館とは、すべての使用場所をいう。
- 2 商品の宣伝、展示、販売等営利目的で、または入場料等を徴収する催物等で使用する場合は、この表の規定による使用料の額の20割に相当する額とする。ただし、全館を全日使用するときは、42,400円とする。
- 3 暖房を使用した場合は、この表の規定による使用料の額の5割に相当する額を徴収する。ただし、全館を全日使用したときは、10,600円を徴収する。

（提案理由）

日ノ浜町にコミュニティセンターを設置するため

函館市恵山コミュニティセンター条例施行規則大綱

- 1 開館時間および休館日について
- 2 使用許可の申請等について
- 3 許可書の提示について
- 4 変更許可の申請等について
- 5 使用中止の届出について
- 6 使用料の後納について
- 7 使用料の減免について
- 8 使用料の還付について
- 9 特別設備等の申請等について
- 10 使用者の遵守事項について
- 11 入館者の遵守事項について
- 12 立入りについて
- 13 損傷等の届出等について
- 14 使用後の点検について
- 15 指定管理者に管理を行わせる場合の読替えについて